

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 25 - 関東127 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 平成25年11月28日

【会社名】 北陸電力株式会社

【英訳名】 Hokuriku Electric Power Company

【代表者の役職氏名】 取締役社長 久和 進

【本店の所在の場所】 富山市牛島町15番1号

【電話番号】 076 (441) 2511 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部財務チーム統括（課長） 荒木 裕幸

【最寄りの連絡場所】 富山市牛島町15番1号

【電話番号】 076 (441) 2511 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部財務チーム統括（課長） 荒木 裕幸

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	平成25年7月30日
効力発生日	平成25年8月7日
有効期限	平成27年8月6日
発行登録番号	25 - 関東127
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 150,000,000,000

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
25 - 関東127 - 1	平成25年10月4日	20,000,000,000	-	-
実績合計額（円）		20,000,000,000 (20,000,000,000)	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 130,000,000,000円
（130,000,000,000円）

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】

北陸電力株式会社 石川支店
（金沢市下本多町六番丁11番地）
北陸電力株式会社 福井支店
（福井市日之出一丁目4番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	北陸電力株式会社 第305回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	10,000,000,000円
各社債の金額（円）	10万円
発行価額の総額（円）	10,000,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.45％
利払日	毎年6月及び12月の各19日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成26年6月19日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各19日にその日までの前半が年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（注）10．「元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成29年12月19日
償還の方法	<p>1．償還価額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成29年12月19日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記（注）10．「元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成25年11月29日から平成25年12月18日まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成25年12月19日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	電気事業法第37条に基づく一般担保
財務上の特約（担保提供制限）	該当条項なし（本社債は一般担保付きであり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当条項なし

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下R & Iという。）からA +の信用格付を平成25年11月28日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ

(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03 - 3276 - 3511

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号ないし第(3)号または別記「償還の方法」欄第2項第(1)号及び第(2)号の規定に違背したとき。
- (2) 当社が本(注)4.、本(注)5.、本(注)6.及び本(注)8.に定める規定に違背し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会へ提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社が電気事業法により経済産業大臣より電気事業の許可の取消を受けたとき、またはその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を害損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたととき。

4. 社債管理者への通知

当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。

- (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
- (2) 重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部もしくは重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。

(4) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転(いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき。

5. 社債管理者の調査権限

(1) 社債管理者は、社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めるときは、当会社並びに当会社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。

(2) 前号の場合で、社債管理者が当会社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当会社は、これに協力する。

6. 社債管理者への事業概況等の報告

(1) 当会社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当会社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。

(2) 当会社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写しを当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内に、社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当会社が臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。

(3) 当会社は、前号に定める報告書及び確認書について金融商品取引法第27条の30の3に基づく電子開示を行う場合には、電子開示を行った旨を社債管理者へ通知することにより、前2号に規定する書面の提出を省略することができる。

7. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

8. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令または契約に別段の定めがあるものを除き、当会社の定款所定の電子公告(ただし、電子公告によることができない事故その他の止むを得ない事由が生じたときは、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。)または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

9. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下本種類の社債と総称する。)の社債権者集会は当会社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)8.に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当会社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

11. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,000,000,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、連帯して引受ならびに募集の取扱をなし、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料は、各社債の金額100円につき金30銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	2,200,000,000	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,000,000,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,700,000,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	800,000,000	
今村証券株式会社	石川県金沢市十間町25番地	150,000,000	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	100,000,000	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	50,000,000	
計	-	10,000,000,000	-

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	1. 社債管理者は共同して本社債の管理を受託する。 2. 本社債の管理手数料については、社債管理者に期中において年間14万円支払うこととしている。
株式会社北陸銀行	富山市堤町通り一丁目2番26号	

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	35	9,965

(2)【手取金の使途】

手取概算額9,965百万円は、第90期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)の設備資金の一部に充当する予定である。

第2【売出要項】


該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

特に目論見書に記載しようとする事項は、次のとおりである。

記載箇所	記載内容
表紙	「社章」 

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第89期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第90期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年7月30日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第90期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）平成25年10月30日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年11月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成25年7月4日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

以下の内容は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）の「事業等のリスク」について、その全文を一括して記載したものであります。また、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成25年11月28日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、また、その達成を保証するものではありません。

「事業等のリスク」

第89期有価証券報告書

(1) 志賀原子力発電所の状況について

東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故を受け、緊急時の「電源確保」及び「除熱機能の確保」、「発電所敷地内への浸水防止」等の観点から安全強化策を取りまとめ、そのうちの「緊急安全対策」を震災直後の平成23年4月に完了し、その後も、一層の信頼性向上を図るための「更なる対策」について、対策内容を検討しながら実施している。

今後、原子力規制委員会が策定する新規規制基準をクリアするとともに、世界最高水準を目指した安全強化策を推進していく。

一方、平成24年7月18日に原子力安全・保安院から、敷地内のシームについて、追加調査を実施するよう指示を受け、鋭意調査を進めてきた。平成25年6月6日に、これまでの調査結果に基づき、「活動性が問題となるものではなく、耐震設計上考慮すべき活断層ではない」等の報告書を取りまとめ、原子力規制委員会に報告している。

今後、原子力規制委員会の現地調査等にも適切に対応していく。

安全強化策や敷地内シーム調査については、その内容を地域の皆さまにわかりやすく丁寧にご説明し、ご理解いただけるよう最大限努力するとともに、今後も、事故原因等の新たな知見が得られた場合は迅速かつ的確に対策を追加し、安全確保に万全を期し、早期の再稼働を目指していく。

なお、原子力発電所の停止長期化や、原子力政策・規制の見直しによって稼働率が低下する場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

(2) 電気事業に関わる制度の変更等について

福島第一原子力発電所の事故を契機として、エネルギー政策の抜本的な見直しについて検討が進められており、電力システム改革については、今後、電気事業法が順次改正され、資金調達への影響やエネルギー政策等の変更による影響に留意しつつ、電力の安定供給が確保できるよう、詳細な制度設計がなされる予定である。

当社としては、エネルギー政策は国の基盤・根幹であり、産業活動や国民生活に大変大きな影響を与えるものであることから、電力の安定供給など最終的に皆さまにとってメリットがあるかという視点が重要と考えている。

当社グループは「低廉・良質で環境に優しい電気の安定供給」という使命を果たせるよう、お客さまをはじめステークホルダーの皆さまの視点に立ち、電力需給安定化や更なる経営効率化に不断の努力で取り組んでいく。

なお、広域系統運用機関の設立、小売・発電の全面自由化、送配電部門の中立化をはじめとする電力システム改革の詳細設計や、エネルギー基本計画の見直しなど、今後のエネルギー政策の動向により、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

このほか、バックエンド事業に対する制度・措置の進展状況や再処理施設の稼働状況、地球温暖化に関する環境規制の動向などにより、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

(3) 経済状況や天候などによる販売電力量等の変動について

販売電力量は、経済活動や天候（特に気温）の状況、企業の海外移転などによる産業空洞化などによって変動することから、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

また、年間の降雨降雪量の変動により水力発電所の発電量が増減し、火力燃料費が変動することから、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。ただし、「渇水準備金制度」によって一定の調整が図られることから、業績への影響は軽減される。

(4) 燃料価格の変動等について

火力燃料は、石炭と原・重油であり、需給状況や外国為替相場の動向により、火力燃料価格が急激に変動した場合や、調達地域での操業トラブルや政治情勢の変動等により、燃料が円滑に調達できない場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

ただし、燃料価格の変動については、価格変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」によって一定の調整が図られることから、業績への影響は軽減される。

(5) 金融市場の動向について

当社グループの有利子負債残高は、当連結会計年度末で8,278億円であり、市場金利や格付の低下等に伴う調達金利の上昇により、業績は影響を受ける可能性がある。

ただし、有利子負債の殆どは中長期的に利率が確定している社債や長期借入金で構成されていることから、金利上昇による業績への影響は限定的と考えられる。

また、企業年金資産等の一部は、株価・金利等の変動により時価が変動することから、業績は影響を受ける可能性がある。

(6) 自然災害・操業トラブルについて

当社グループは、電力供給設備を中心に、多くの設備を保有しており、その保守・保全には万全を期しているが、当社の設備及び当社が受電している他社の設備において地震・台風等の大規模な自然災害や操業トラブルが発生した場合、業績は影響を受ける可能性がある。

(7) 電気事業以外の事業について

当社グループは、電気事業以外の事業について、その将来性や収益性を十分勘案して取り組んでいるが、他業者との競合の進展等、市場環境の変化により、業績は影響を受ける可能性がある。

ただし、電気事業以外の事業規模は、電気事業規模に比べると極めて小さいことから、業績への影響は限定的と考えられる。

(8) 企業倫理の遵守について

コンプライアンスの徹底を経営方針に掲げ、「行動規範」や「個人情報保護規程」の制定・遵守に加え、コンプライアンス研修を充実するなど、当社グループをあげて企業倫理を遵守した業務運営を定着させるための取組みに努めているが、企業倫理に反した行為が発生した場合、当社グループへの社会的信用が低下し、業績は影響を受ける可能性がある。

第90期第1四半期報告書

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性のある主なリスクについて重要な変更はない。

第90期第2四半期報告書

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の記載内容について変更があった項目は、以下のとおりである。

なお、記載した将来に関する事項については、当四半期報告書提出日現在において判断したものである。

（以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の項目番号に対応するものである。）

(1) 志賀原子力発電所の状況について

東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故を受け、緊急時の「電源確保」及び「除熱機能の確保」、「発電所敷地内への浸水防止」等の観点から安全強化策を取りまとめ、そのうちの「緊急安全対策」を震災直後の平成23年4月に完了し、一層の信頼性向上を図るための「更なる対策」についても、平成25年9月末時点で一部を除いてほぼ完了している。

引き続き、新規規制基準を踏まえた安全性向上のための施策の検討を進めるとともに、世界最高水準を目指した安全強化策を推進していく。

一方、平成24年7月18日に原子力安全・保安院から、敷地内のシームについて、追加調査を実施するよう指示を受け、鋭意調査を進めてきた。平成25年6月6日に、これまでの調査結果に基づき、「活動性が問題となるものではなく、耐震設計上考慮すべき活断層ではない」等の報告書を取りまとめ、原子力規制委員会に報告している。

また、上記追加調査のうち、敷地内シームと周辺断層の関連性等に関する調査について、最終報告時期を平成25年9月末から平成25年12月下旬へ変更する変更計画を平成25年9月26日に原子力規制委員会へ提出しており、引き続き、徹底した調査に取り組んでいくとともに、今後、原子力規制委員会の現地調査等にも適切に対応していく。

安全強化策や敷地内シーム調査については、その内容を地域の皆さまにわかりやすく丁寧にご説明し、ご理解いただけるよう最大限努力するとともに、今後も、事故原因等の新たな知見が得られた場合は迅速かつ的確に対策を追加し、安全確保に万全を期し、早期の再稼働を目指していく。

なお、原子力発電所の停止長期化や、原子力政策・規制の見直しによって稼働率が低下する場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

北陸電力株式会社 本店

（富山市牛島町15番1号）

北陸電力株式会社 石川支店

（金沢市下本多町六番丁11番地）

北陸電力株式会社 福井支店

（福井市日之出一丁目4番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし